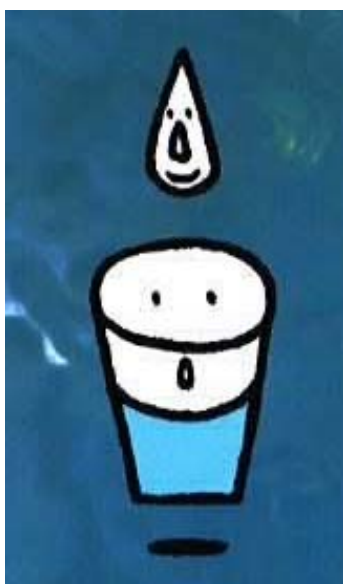


岡山市水道事業審議会

第15回資料



平成 16 年 6 月 23 日（水）13 時 30 分～

ほっとプラザ大供

岡山市水道局

目 次

1	岡山市水道財政の見通し	別冊
2	水道料金の算定要領	2
3	これからの料金体系	4
4	これからの負担金制度	14

別添資料

- 1 「上流水道事業体との連携」の取組み事例
- 2 全国自治体の行政サービス満足度調査結果
- 3 水道料金の高額滞納者に対する訴訟に関する資料

2 水道料金の算定要領

(日本水道協会水道料金算定要領)

1 本旨

水道料金の算定にあたっては、水道利用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

2 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定されなければならない。

3 料金算定期間 料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。

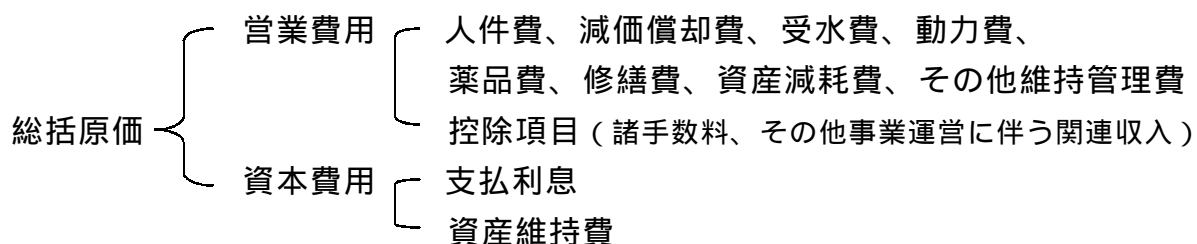
4 総括原価（料金総収入額に等しい額）

(1) 営業費用（既存の水道施設を維持管理していくために必要とされる費用であり手数料等の関連収入は控除する。）

- ア 人件費 過去の実績・職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算定した額
- イ 減価償却費 料金算定期間中の償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額
- ウ 受水費 受水計画に基づき適正に算定した額
- エ 物件費その他 動力費、薬品費、修繕費、資産減耗費等
- オ 控除項目 諸手数料、その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額

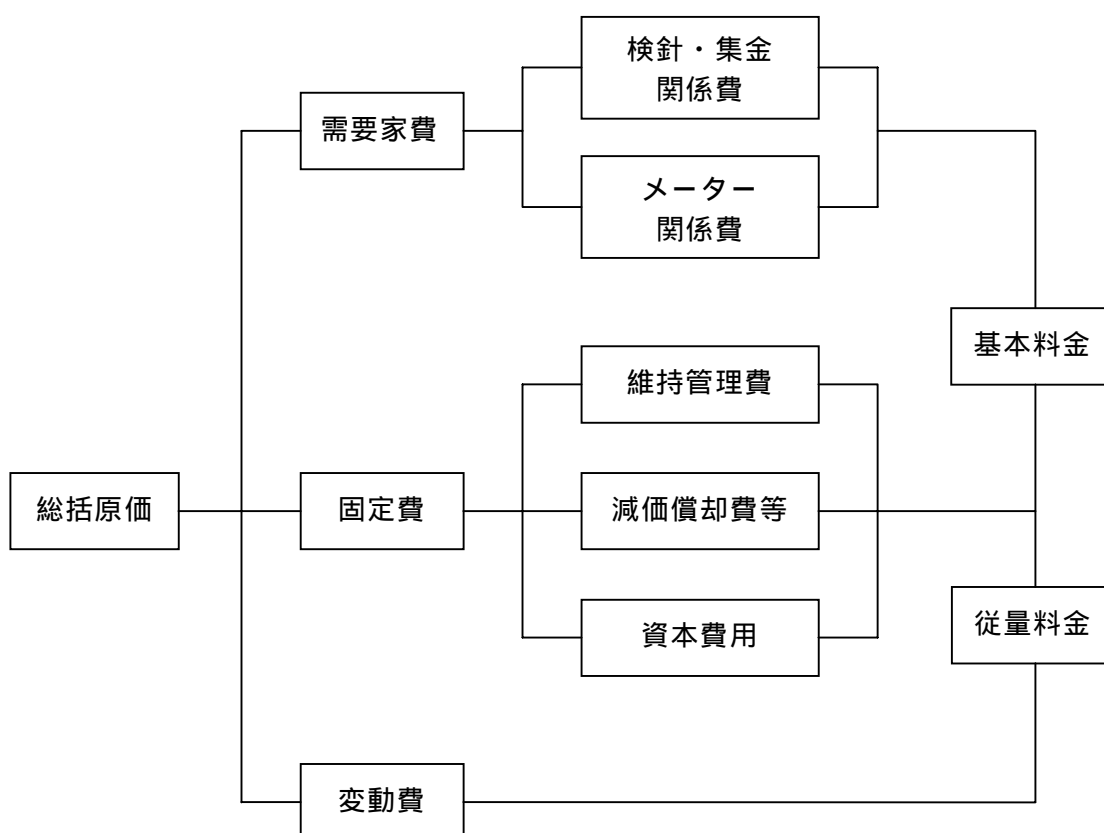
(2) 資本費用（支払利息と資産維持費の合計額）

- ア 支払利息 企業債利息及び一時借入金利息
- イ 資産維持費 事業の施設実体を維持するために、施設の拡充、改良及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額



5 総括原価の配分

区 分	説 明	配 分
需要家費	検針・集金関係費、メーター関係費等、主として需要家数に比例して増減する費用	基本料金に配分
固定費	営業費用及び資本費用の大部分で、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持拡充していくために固定的に必要とされる費用。需要家費に属するものを控除した費用	基本料金及び従量料金に配分 ・基本料金は最大配水量に対する平均配水量（負荷率）を超える固定費 ・従量料金は負荷率相当額の固定費
変動費	動力費、薬品費及び受水費並びに需要家費または固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用	従量料金に配分



3 これからの料金体系

1 料金体系の見直しにあたって

水利用意識の変化

環境保護意識の高まり、低成長社会の到来などから水道利用者の意識が、近年大きく変わっている。当局の街頭アンケート結果をみても、「節水について普段特に何もしていない」という回答が、平成14年の15.9%から昨年は8.4%へとほぼ半減していることがあげられる。

このことは、水を豊富に使うことが豊かさの象徴であった時代はすでに過去のものとなり、資源リサイクル思想の浸透とともに、水を節約することが常識という時代が変わったことを示しているものといえる。

需要構造の変化

大口径利用者(口径40～50mm、75mm以上)と小口径利用者(口径25mm以下)の使用状況の変化を平成9年度と14年度で比較すると、少子高齢化の進行や単身世帯の増加等により小口使用者の増加が大きく使用水量も微増傾向であるのに対し、大口の需要は件数、水量とも減少している。特に、75mm以上の使用水量が約10%の減少となっているなど、顕著な変化が見られる。

今後も、大口需要が急速に回復するような要因は見当たらず、節水意識の更なる浸透などにより大口需要の減退と小口使用者の増加という傾向は続いていくものと考えられる。

口径別調定件数の変化(分水を除く) (単位:件)

	平成9年度	平成14年度	増減
小口径(13～25mm)	256,070	277,505	21,435 (8.37%)
40～50mm	3,280	3,232	48 (-1.46%)
75mm以上	460	453	7 (-1.52%)
計	259,810	281,190	21,380 (8.23%)

口径別有収水量の変化(分水を除く) (単位:m³)

	平成9年度	平成14年度	増減
小口径(13～25mm)	65,868,804	66,201,516	332,712 (0.51%)
40～50mm	10,807,201	10,154,354	652,847 (-6.04%)
75mm以上	11,289,396	10,150,288	1,139,108 (-10.09%)
計	87,965,401	86,506,158	1,459,243 (-1.66%)

2 料金体系見直しの考え方

水道事業は、貴重な水資源を原料とし、さらに浄水過程においても多量のエネルギーを消費するなど地球環境に密接に結びついた事業である。

当局においては、昨年ISO14001を取得し、水道事業における環境方針を定めて、かけがえのない地球への負荷の軽減を図っているところである。

本市の水道普及率は、平成15年度末で99.8%に達し、一部の専用水道を加味すれば、市民皆水道が達成されていると言っても過言でない。このため施設整備の中心は、拡張から維持向上・更新へとシフトしているが、本市は中四国地方の雄都として発展の可能性も十分に秘めており、将来の新規水源は、岡山県広域水道企業団からの受水に依存することとしている。

こうしたことから、今後のあるべき料金体系を考えるにあたって、前項で述べた水利用意識や需要構造の変化を踏まえ、水資源の有効活用との観点から逡増型料金体系は維持しつつ、総括原価の合理的な配分による負担の公平化を図るとともに、節水を誘導する仕組みを盛り込むための新たな工夫が必要になってきていると言える。

(1) 基本水量制

ア 基本水量制の制定の背景

基本水量制とは、基本水量として設定した一定水量の範囲内での使用については給水(従量)料金を賦課せず、定額の基本料金のみ負担とする料金設定方法で、本市では1月8m³の基本水量を付与している。

この制度は、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって公衆衛生の向上を図るとともに、料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものである。

イ 今後の方向性

高普及時代になり、公衆衛生に関しても一定のレベルに達していると考えてもよく、基本水量制を採用した頃とは大きく時代背景が変化してきている。平成9年10月に改正された「水道料金算定要領」において基本水量の廃止が原則とされ、さらには、「21世紀における水道及び水道行政のあり方」(平成11年6月厚生省の水道基本問題検討会)でも『基本水量制についても、単身者等の節水意識を阻害しているという面もあり、その意味を見直す必要がある。』と提言している。このため次の理由から基本水量の廃止を検討したい。

使用した水量に応じた料金とすることで、お客様の理解が得られ、かつ節水へのインセンティブが期待できること。

生活用水への政策的な配慮から、原価を下回る料金設定をしている基本水量以内のお客様に対し、より公正な負担を求めること。

一方、基本水量を廃止することで、現在、基本水量以内で使用されているお客様の料金負担割合は、これまでより大きくなることも予測される。生活用水に対する配慮が見直しのポイントになる。

ウ 他都市の状況

中核市 3 3 都市(船橋市及び相模原市は県営水道のため除く。)のうち、16都市が直近の料金改定にあたって基本水量制を廃止している。

(2) 給水料金の段階区分

ア 段階区分導入の背景

段階区分とは、個別原価(個別の使用者に対するサービスの供給に必要な原価)に着目し、使用水量を一定の値でいくつかの段階に分け、使用水量に応じて異なる給水料金の単価を適用するために設けたものである。本市では昭和49年用途別から口径別に料金体系を改めた際に、一般用は3つの段階を設けたことに始まっている。

現在では、一般用の口径25mm以下では5段階、口径40mm以上では4段階に分けている。

ただし、公衆浴場用については、段階を設定せず、使用水量にかかわらず同一単価を適用している。

イ 今後の方向性

大口需要の減少と小口使用者の増加という需要構造の変化に伴い、段階区分ごとの件数、水量、設定単価が必ずしも実態と整合がとれていないこと。

一般用の口径25mm以下では5段階に分かれているが、基本水量制を廃止した場合、これまで基本水量以内で使用されているお客様への配慮が必要であること。

公衆浴場用の段階の設定については、その使用水量分布をみると、レジャー的要素のつよい浴場の出現から、使用の実態は大きく二極化していること。

以上のことから、公衆浴場用を含めて段階の数、段階ごとの水量について見直しを図りたい。(資料 - 1、2、3)

(3) 給水料金の逡増制

ア 逡増制導入の背景

昭和30年代から40年代にかけて、水需要が急激に増加する状況のなかで、需要増の主な要因と考えられる大口需要を抑制する一方、低廉な生活用水を供給するという2つの目的を達成するため、給水(従量)料金については、使用量が増加するほど適用される単価が高くなるよう原価を逡増的に配賦する逡増型料金体系が本格的に導入された。

本市においては、昭和49年用途別から口径別に料金体系を改めた際に、逡増制を併せて導入し、現在一般用では1m³当たり単価が最低122円から最高204円まで約1.67倍の格差がある。

イ 今後の方向性

本市の水源は、苦田ダムの完成によって将来的な安定度は飛躍的に向上することになる。必要な水は有益に使用していただき、都市の活性化と進展を支えるコアサービスを持続的に提供できるようになるものの、水資源を有効に活用する視点を継続する必要性は、これまで述べたとおりである。また、需要構造が変化してきている現在、需要拡大に伴う増加経費を大口使用者に求めるこれまでの考え方を見直し、使用者間の負担の公平を高めることも肝要であろう。

以上のことから、本市の逡増度は他都市に比べて決して高いほうではないが、前項の給水料金の段階区分見直しとあわせて、逡増度についても見直しを図ることとする。

ウ 他都市の状況

中核市33都市のうち、32都市(岐阜市を除く。)が逡増型料金体系を採用しており、最低と最高の段階の単価を単純平均すると、格差は1.97倍となっている。

主な都市の格差

東京都	3.19	広島市	2.27	倉敷市	1.60
高松市	1.85	福岡市	1.59	熊本市	1.63

水道料金表

(1 か月 : 税抜き)

口 径	基 本 料 金	給 水 料 金				
		1 段	2 段	3 段	4 段	5 段
13mm	670 円	8m ³ を超え 18m ³ まで の水量	18m ³ を超 え 30m ³ ま での水量	30m ³ を超 え 50m ³ ま での水量	50m ³ を超 え 100m ³ ま での水量	100m ³ を超 える水量
20mm	980 円					
25mm	1,600 円	1m ³ につき 122 円	1m ³ につき 134 円	1m ³ につき 147 円	1m ³ につき 166 円	1m ³ につき 185 円
40mm	3,260 円	50m ³ まで の水量	50m ³ を超 え 100m ³ ま での水量	100m ³ を超 え 300m ³ ま での水量	300m ³ を超 える水量	
50mm	6,540 円					
75mm	12,720 円					
100mm	21,220 円					
150mm	34,080 円	1m ³ につき 147 円	1m ³ につき 166 円	1m ³ につき 185 円	1m ³ につき 204 円	
200mm	50,100 円					
250mm	75,310 円					
300mm	100,100 円					

公衆浴場用の給水料金は、1m³につき57円

3 見積料金制度の見直し

(1) 制度の概要

見積料金（予納金）は、給水申込者が料金の担保として、あらかじめ納付しなければならないもので、口径40mm以上で申込者が官公署以外の者には納付義務がある。なお、口径25mm以下の申込者については昭和52年9月から見積料金は徴収していない。

(2) 見積料金の額

口径 40mm	53,000円
〃 50mm	126,000円
〃 75mm	358,000円
〃 100mm	620,000円
〃 150mm	1,824,000円
〃 200mm以上	管理者が別に定める。

(3) 見積料金制度の廃止に向けた見直し

見積料金は、その性格上10年あるいはそれ以上の長期間にわたり、当局が保管することが多いため、水道料金としての担保としての役割りが薄れてきているばかりでなく、その会計処理が煩雑となっていることもあり本制度を廃止することとしたい。

4 料金減免制度の見直し

(1) 制度の概要

料金減免制度は、生活扶助世帯、社会福祉施設などを対象に料金等を福祉政策的見地から一定額を減額しているものである。

ア 水道料金の減免措置

(ア) 生活扶助世帯

1月10m³までの使用水量について70%を減額

(イ) 社会福祉施設

1月100m³までの使用水量について70%を減額

イ 分岐負担金の減免措置

生活扶助世帯及び社会福祉施設について負担金の50%を減額

ウ 減額の状況

(ア) 水道料金（15年度減額金額）

- ・生活扶助世帯の対象は約3,400世帯、年間総額約2,940万円
- ・社会福祉施設の対象は約55施設、年間総額約890万円

(イ) 分岐負担金

年間1件あるかないか、という程度

エ 他都市の状況

	生活扶助減免あり	社会福祉施設減免あり
政令市(12都市。千葉市を除く)	8都市	4都市
中核市(33都市。船橋市、相模原市を除く)	4都市	2都市

なお、生活扶助、社会福祉施設への減免措置を実施している都市は、本市を除いてすべて一般会計からの繰入金がある。

(2) 減免制度の見直し

本市における水道料金の減免は、水は日常生活に不可欠・不代替であることに鑑み、「生活保護世帯」と「社会福祉施設」を対象に講じられてきた経過がある。

近年になって、地方公営企業の経営原則に基づき、受益者の公平な負担を求め、多くの利用者の水道料金で特定の利用者の料金を補うことの疑問も示されるようになってきている。その主な理由は次のとおりである。

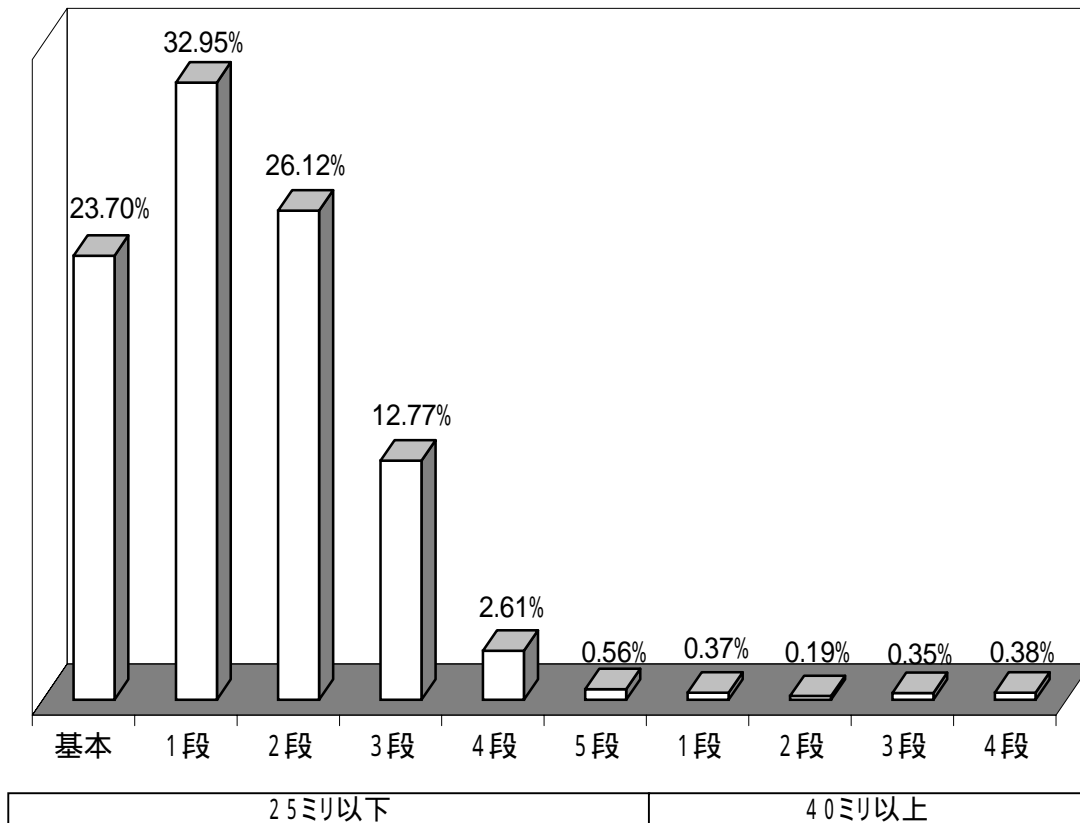
生活扶助の生活基準費には、水道料金に相当する経費が計上されているため、さらに料金の減額をすることは、実質的に生活扶助世帯への二重給付に相当すること。

福祉政策的措置は、一般行政の行う施策であり、水道局単独の施策にはなじまず、一般会計からの補填(繰入れ)を前提とすること。

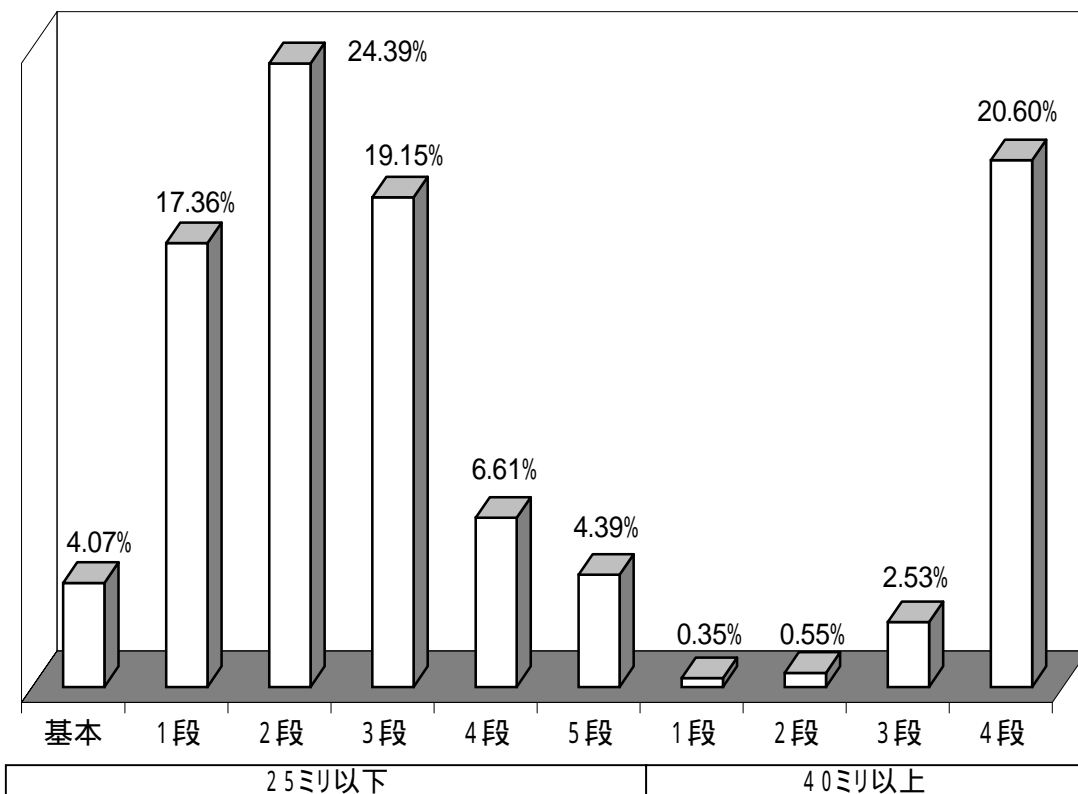
一方で、歴史的な経過や他都市の状況から福祉減免措置の拡大を求める意見もあり、制度の廃止も含め、今後の料金減免のあり方について検討していきたい。

給水料金の段階別戸数分布(一般)

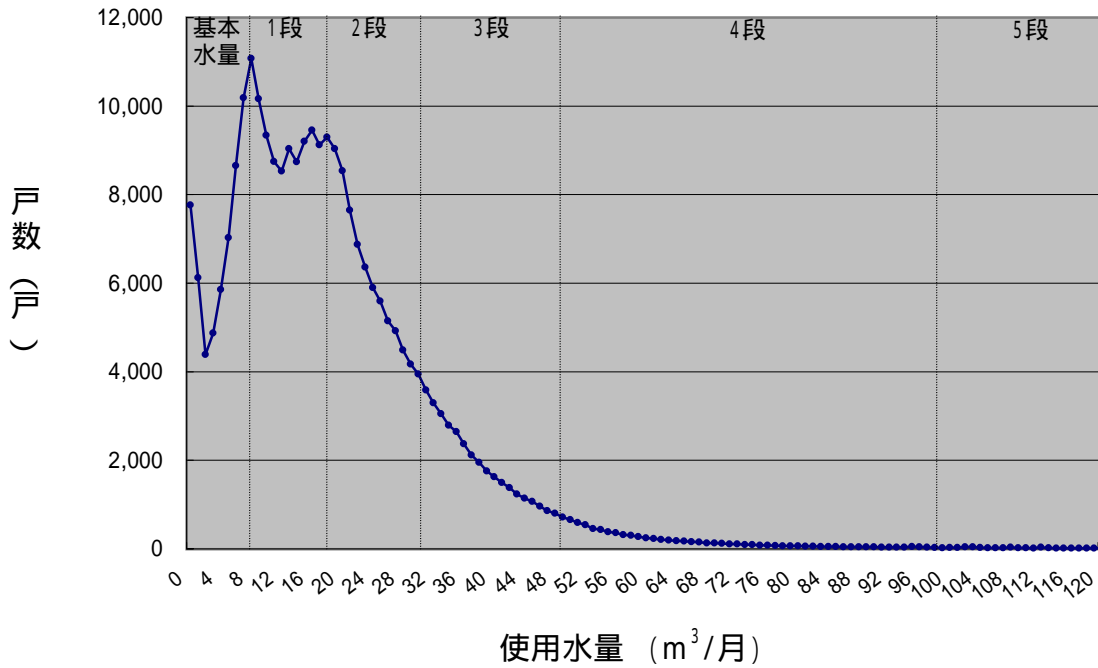
資料-1



給水料金の段階別水量分布(一般)



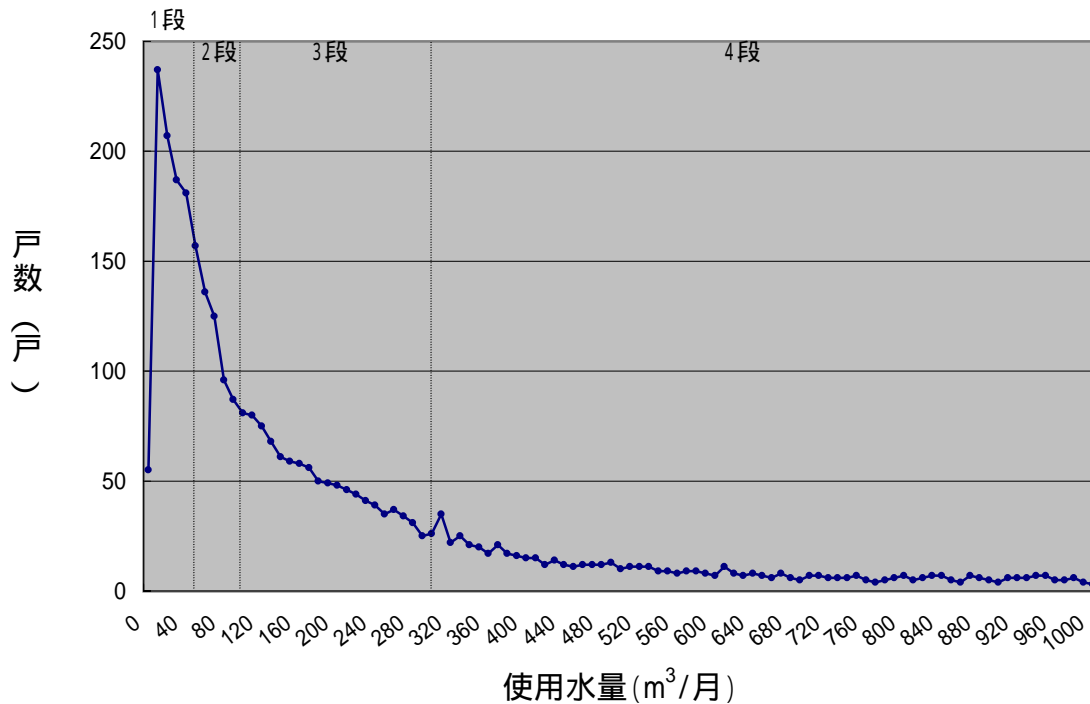
25ミリ以下



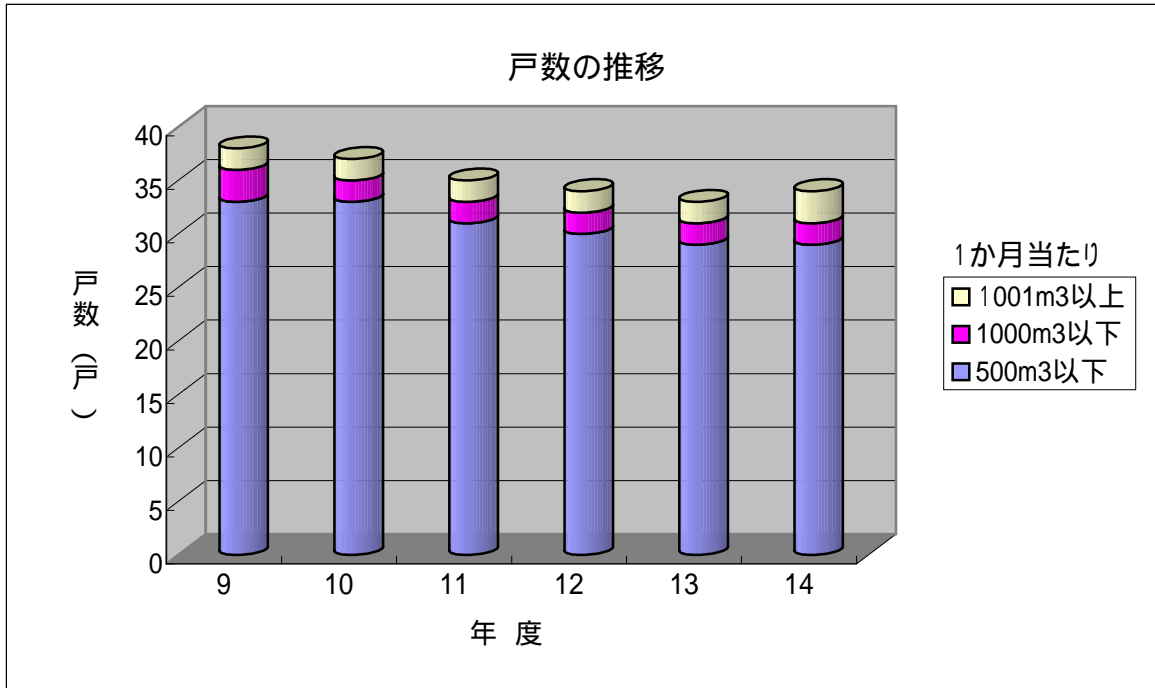
14年度	総戸数	基本 (0~8m ³ /月)		1段 (9~18m ³ /月)		2段 (19~30m ³ /月)		3段 (31~50m ³ /月)		4段 (51~100m ³ /月)		5段 (101m ³ /月~)	
		戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率
	274,577	65,948	24.04%	91,641	33.37%	72,636	26.45%	35,515	12.93%	7,268	2.64%	1,569	0.57%

(注) 戸数は、平成14年度中に各段階の水量を使用した戸数の一期平均

40ミリ以上



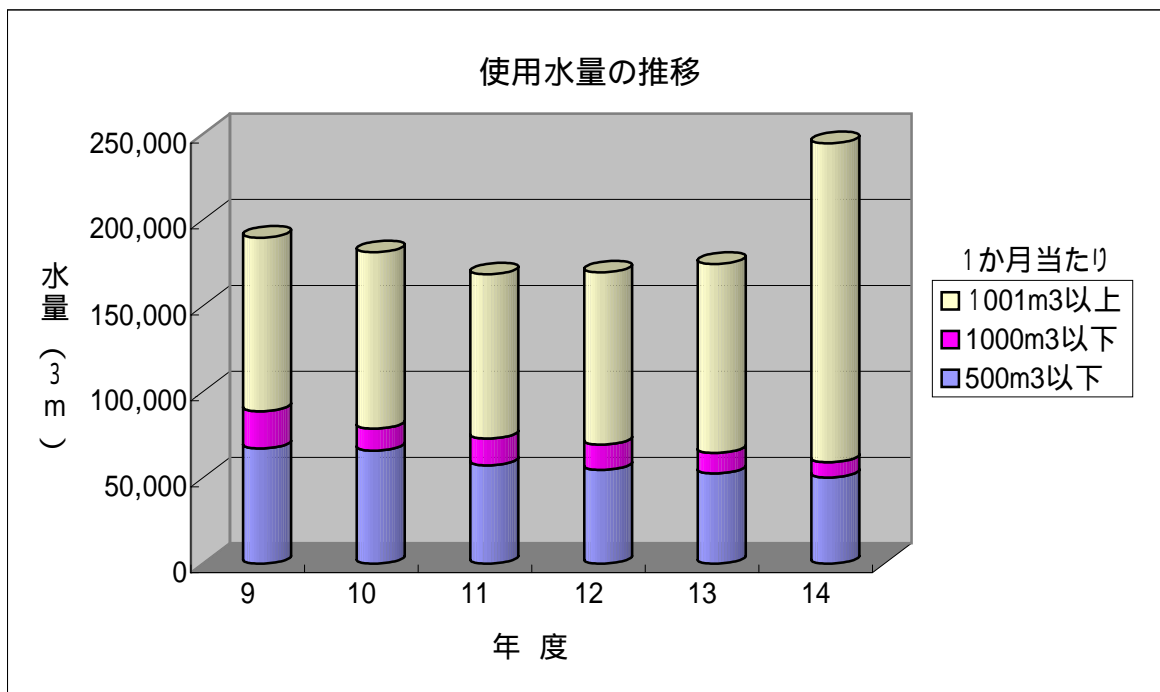
14年度	総戸数	1段 (0~50m ³ /月)		2段 (51~100m ³ /月)		3段 (101~300m ³ /月)		4段 (301m ³ /月~)	
		戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率	戸数	構成率
	3,554	1,024	28.81%	525	14.77%	962	27.07%	1,043	29.35%



(単位:戸)

年度	9	10	11	12	13	14
1001m ³ 以上	2	2	2	2	2	3
1000m ³ 以下	3	2	2	2	2	2
500m ³ 以下	33	33	31	30	29	29
合計	38	37	35	34	33	34

(注)戸数は、各段階の水量を使用した年間戸数の一期平均戸数



(単位:m³)

年度	9	10	11	12	13	14
1001m ³ 以上	100,909	102,648	95,488	100,168	110,044	185,579
1000m ³ 以下	21,746	12,686	15,564	14,753	11,853	8,845
500m ³ 以下	67,089	65,912	57,336	54,583	52,629	50,220
合計	189,744	181,246	168,388	169,504	174,526	244,644

(注)使用水量は、各段階で使用された水量の年間合計水量

4 これからの負担金制度

1 負担金制度の必要性

負担金制度は、新規に給水申請をされるお客様が必要となる新たな配水管の布設等の施設の拡充又は更新の費用を水道料金という形で従来のお客様に負担いただくことは料金の高騰化につながることから、新・旧お客様の負担の公平を図ることを目的として、新規のお客様に施設の拡充又は更新に要する経費の一部を負担していただく制度である。

料金の高騰を防ぐため、加入金等の名称で全国の約80%の都市で採用している。

2 現行負担金制度の問題点

昭和52年に「分岐負担金」及び「配水管布設負担金」として制度化して以来、時代の変化に呼応して幾多の運用をしてきた。

しかし、近時においては、複雑化してきたばかりでなく、施設の整備方針は拡張から維持管理へと移行し、施設の拡張が続いた時期に制度化された現行制度は時代にそぐわなくなってきた。

3 新しい負担金制度の考え方

そこで、現行制度（事例 - 1、2）を整理し、簡素でわかりやすい制度にする必要があると考え、次の点について見直しを図りたい。

見直しの方向性

- (1) 分岐負担金の名称を「加入負担金」(仮称)に改め、額の適正化を図る。
- (2) 「配水管布設負担金」は工事を伴わないケースもあり、お客様の理解が得られにくいため廃止する。
- (3) 「官公署」と「官公署以外」の区分を廃止する。
- (4) 配水管の新設又は改良を要する場合には、直接の受益の費用として「工事負担金」(仮称)として「加入負担金」(仮称)と併せて徴収する。
- (5) 「加入負担金」(仮称)の額は、メーター口径により決定する。

現行の負担金表

表 - 1 分岐負担金

岡山市水道条例第11条第1項第1号

メーター口径	分岐負担金		備考
	官公署	官公署以外のもの	
13ミリメートル	70,000円	55,000円	
20ミリメートル	140,000円	110,000円	
25ミリメートル	280,000円	220,000円	
40ミリメートル	1,050,000円	825,000円	
50ミリメートル	2,100,000円	1,650,000円	
75ミリメートル	5,600,000円	4,400,000円	
100ミリメートル	11,200,000円	8,800,000円	
150ミリメートル以上	管理者が別に定める		

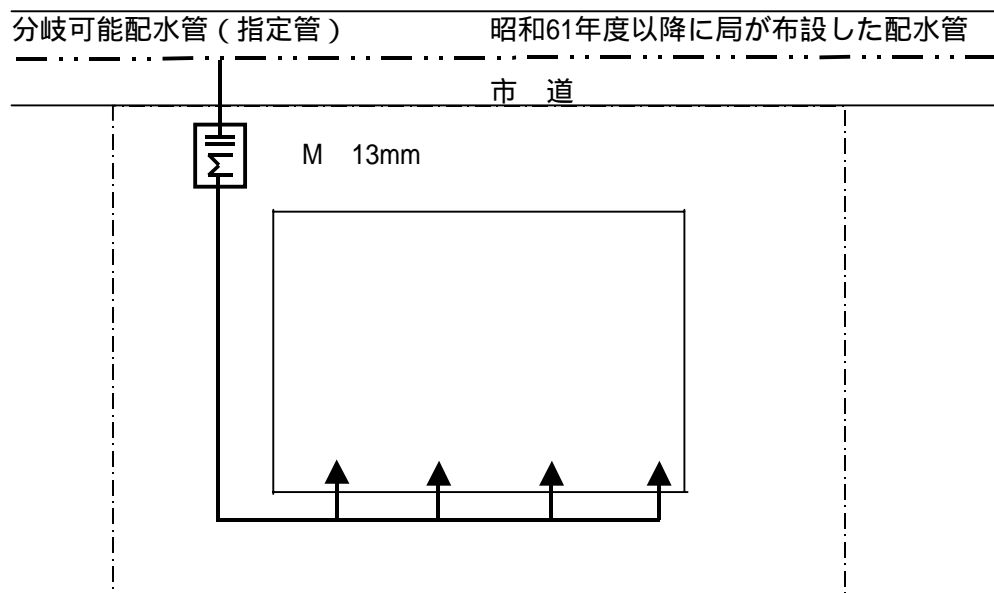
表 - 2 配水管布設負担金

岡山市水道条例第11条第1項第2号
岡山市水道条例施行規程第6条第1項

メーター又は引込口径	配水管布設負担金		備考
	官公署	官公署以外のもの	
13ミリメートル	70,000円	55,000円	
20ミリメートル	140,000円	110,000円	
25ミリメートル	280,000円	220,000円	
40ミリメートル以上	管理者が別に定める		

現在の負担金算定事例

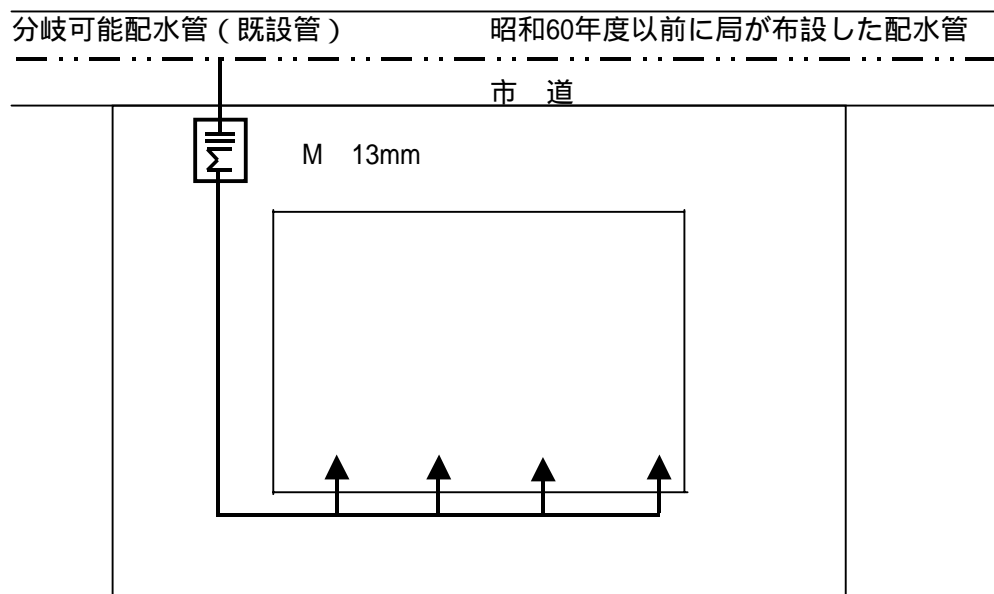
事例 - 1 指定管制度が適用される場合



分岐負担金 55,000円(表 - 1)
配水管布設負担金 55,000円(表 - 2)

指定管：将来の水需要に対応するため、局が先行して布設した管をいう。

事例 - 2 指定管制度が適用されない場合



分岐負担金 55,000円(表 - 1)
配水管布設負担金 不要